

令和3年度～

置戸町美しい商店街補助金

制度のご案内

(店舗等改修・備品購入補助)



○置戸町美しい商店街補助金について

置戸町美しい商店街補助金交付規則に基づき、町内住まわれて商工業を営んでいる方に店舗等の改修工事の費用、業務用設備及び業務用備品購入費を一部助成することで、美しく魅力ある商店街の振興に寄与することを目的としています。

○補助金を受けることができる方

- ・町内に住所を有し商工業を営んでいる方。
- ・置戸町未来の起業補助金を受けてから5年を経過している方。
- ・町税等、町に対する債務の履行を遅滞してない方。

※過去に店舗改修の補助金を受けた方が、同一の「建物」に対して

再度改修による補助金を受けることはできません。

○補助金の内容

種類	対象経費	補助金
店舗等改修費用	・店舗等の改修費用 <u>30万円以上(税抜)</u> から補助(補助率40%) ※屋号を示す看板、シャッター等は対象	上限額 1,000,000円
設備投資費用 (業務用備品、業務用設備)	・ <u>1件10万以上(税抜)</u> の業務用設備及び業務用備品の購入費補助(補助率40%)	上限額 300,000円

※「設備投資費用」の補助においても、回数は1事業者1回限りの申請です。

○補助金の対象になる店舗等とは？

- ・町内において現に利用されている店舗、事務所、及び工場等のことをいいます。
- ・住宅併用店舗については、店舗部分のみを指し、ビニールハウス、倉庫、車庫、物置等は該当しません。

○申し込み方法

置戸町美しい商店街補助金をご希望される方は、次の申し込みに必要な書類を準備し、申し込み窓口にお申し込み下さい。

申し込み窓口	置戸町役場 産業振興課 商工観光係
--------	-------------------

申し込み受付期間	令和3年4月1日～
----------	-----------

申し込みに必要な書類	<p>【共通書類】</p> <ul style="list-style-type: none">① 置戸町美しい商店街補助金交付申請書（様式第1号）② 見積書③ 改修前の店舗等状況を示す写真（備品購入補助の場合は不要）④ 建物平面図、立面図、矩形図及び内外部仕上表（備品購入補助の場合は不要）⑤ 置戸町商工会の会員であることを示す書類 <p>【賃貸契約の場合】</p> <ul style="list-style-type: none">① 当該店舗の改修承諾書
------------	---

着工後に必要な書類	<p>【共通書類】</p> <ul style="list-style-type: none">① 店舗等改修工事着手届（様式第3号）※備品購入補助の場合は不要
-----------	--

完了時に必要な書類	<p>【共通書類】</p> <ul style="list-style-type: none">① 実績報告書② 代金請求書（写）③ 領収書（写）④ 改修後の完成写真又は購入備品の写真
-----------	---

○申し込みから補助金交付までの流れ

置戸町美しい商店街補助金

※店舗改修の場合



申し込み
(本人 → 置戸町)



- ・現在、置戸町内で商工業を営む方が対象。
- ・改修工事の準備。



選考結果の通知
(置戸町 → 本人)



- ・選考結果により、交付金交付決定となったら2か月以内に工事の着工。
- ・実際の改修工事開始。

工事着工



着手届の提出
(本人 → 置戸町)

改修完成

工事代金支払い



- ・代金の支払いを終えていることが、補助金交付の条件です。



完了届の提出
(本人 → 置戸町)

完了検査

補助金交付



晴れてリニューアルオープン

○ご案内に添付している書類

- | | |
|--------------------------|--------|
| ① 置戸町美しい商店街補助金申請書（様式第1号） | 1部（2枚） |
| ② 店舗等改修工事着手届（様式第3号） | 1部（1枚） |
| ③ 完了報告書（様式第6号） | 1部（1枚） |
| ④ 店舗等改修承諾書（※借受物件の場合） | 1部（1枚） |

※ 書類についてご希望される方は産業振興課商工観光係にありますので、お申し付け下さい。



○申し込み窓口及び問い合わせ先

置戸町役場 産業振興課 商工観光係
〒099-1100 常呂郡置戸町字置戸 1 8 1 番地

TEL. 0157-52-3313 (直通)
FAX. 0157-52-3353